



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 早稲田アカデミー
 代 表 者 名 代表取締役社長 瀧本 司
 (コード番号 4718 東証第一部)
 問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 河野 陽子
 T E L 0 3 - 3 5 9 0 - 4 0 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条（取締役の責任免除）及び第 40 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 <新 設>	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) <u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 38 条 <条文省略>	<u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条～第 39 条 <現行どおり>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
＜新 設＞ 第 39 条～第 45 条 <条文省略>	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 40 条 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 41 条～第 47 条 <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上